

第27回原子力災害からの福島復興再生協議会 議事録

(令和5年8月28日(月)開催)

復 興 庁

第27回 原子力災害からの福島復興再生協議会

議事次第

日 時：令和5年8月28日（月）13:30～15:30

場 所：ホテル福島グリーンパレス

1. 開会、挨拶
2. 国からの説明
3. 県からの説明
4. 意見交換
5. 閉会

1. 開会、挨拶

○竹谷復興副大臣 ただいまより、第27回「原子力災害からの福島復興再生協議会」を開催いたします。

本日、司会を務めます復興副大臣の竹谷とし子でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

まず、会議の開催に当たり、議長であります渡辺復興大臣から皆様に御挨拶を申し上げます。

○渡辺復興大臣 復興大臣の渡辺博道でございます。

本日は御多忙の中、このように御参集を賜りまして誠にありがとうございます。心から感謝を申し上げる次第でございます。

日頃から皆様方におかれましては、復興・再生に向けて御努力をいただいていることに敬意と感謝を申し上げたい、そのように思っております。

被災地域では、本年5月までに6町村において特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されるとともに、本年6月には帰還意向のある住民の皆様の帰還及び生活環境を加速させるための「特定帰還居住区域制度」が新たに創設をされまして、復興・再生が本格的に始まったところでございます。

さらに、本年4月には、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す「福島国際研究教育機構」、いわゆるF-REIが設立されました。F-REIが福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるように、政府としてもしっかりと支えてまいりたいと思います。

先日の関係閣僚会議を経ましてALPS処理水の海洋放出が開始されました。廃炉への道を切り開き、福島復興に向けた大きな一歩になるものと思います。復興大臣として先週金曜日（8月25日）に風評対策タスクフォースを開催し、風評対策に政府一丸となって対応することとしたところでございます。本協議会においてもこの後、各省庁においてモニタリング結果など直接お伝えすることとさせていただいているところでございます。

このような中、私は本日のお昼には、一昨日取れました常磐もののメバルとホッキをとでもおいしくいただいたところでございます。今後とも風評払拭、常磐ものの魅力発信にしっかりと取り組んでまいりたい、そのように思っております。

本日、このような機会において、復興のステージがそれぞれ変わってまいりますところ、新しいステージに生ずる様々な課題、ニーズ、これに細かく対応していくことが大変重要でありますので、本日は皆様方の御意見をしっかりと受け止めてこれからの政策の実現に取り組んでまいりたい、そのように思っておりますので、どうぞ皆さん、よろしく願いを申し上げます。

○竹谷復興副大臣 続いて、野村農林水産大臣から御挨拶申し上げます。

○野村農林水産大臣 野村でございます。

農林水産大臣を拝命をいたしておりますが、私は今年の2月に引き続きまして3回目の出席となっております、いろいろ今日も皆様方から御意見をいただきたいと思いますと思っております。

ます。

先月、7月4日は今日お見えの杉岡村長さんのところにもお伺いをいたしたところでございます。飯舘村を訪問させていただきました。そのときに村長さんに御案内いただいたのが畜産農家でございますが、大変立派な経営をされて、また、いい牛をつくっておられたようでございまして、復興が一步一步進みつつあるなど、こういうことを感じた次第でございます。大変ありがたく、うれしく思った次第でございます。

こういった皆様の御尽力もありまして、7月に公表された情報によりますと、被災地12市町村の営農再開面積が8,015ヘクタールになったというのを聞いておりまして、着実に増加しているのだろうと、このように思っております。これからもぜひ皆さん方の御尽力をお願いをするわけですが、国としても今日お見えの各閣僚、力を合わせまして一緒にやってみりたいと、かように思っているところでございます。

また、今、復興大臣からお話がありましたように、8月24日からALPS処理水の海洋放出が開始されました。これはもう御承知のとおりでございます。農水省でもトリチウムの迅速分析の結果を公表するというので24日、25日の結果の報告はもう皆さん方も新聞で御存じだと思いますが、ヒラメとホウボウの2種類の魚の検査をさせていただきました。その結果は全く不検出でありまして、トリチウムは出てこなかったということですが、これから1か月間は水産庁としても毎日検出をして調査をさせていただきたいというように思っております。今後も関係省庁と連携しながら漁業者の皆様に寄り添いながら対策の実施に万全を期してまいりたいと、かように思っているところでございます。

本日は後ほど皆様からいろいろな御意見、御要望をお聞きするというように聞いておりますので、しっかりと受け止めまして農水省として何ができるか、どういうことをやらなければいけないのかということも持ち帰りまして、ぜひ省内で検討させていただきたいと思っております。被災地の農林水産業の復興・再生に向けて全力で取り組んでまいりますので、本日はどうかよろしくお祈りを申し上げます。ありがとうございました。

○竹谷復興副大臣 続いて、西村経済産業大臣から御挨拶申し上げます。

○西村経済産業大臣 皆さん、こんにちは。経済産業大臣の西村康稔でございます。

福島第一原発の廃炉と福島の復興、これは私ども経済産業省にとりまして最重要課題でございます。そうした中で、第一原発の廃炉を進めていく上で、もうタンクがいっぱいになったALPS処理水の海洋放出、避けては通れない課題ということで、今もお話がありましたとおり、8月24日に放出を開始したところであります。

安全性についてはもう既に何度もIAEAのレビューを受けて7月4日に包括報告書が出されて、そして、その中で国際基準に合致していること、あるいは人や環境に与える影響は無視できると、こういった結論をいただいているところであります。

その放出した後も、今、お話がありましたが、それぞれの機関等で、環境省、水産庁、そして、福島県もそれぞれ水質あるいは魚のモニタリング分析を行っていただき、安全性が確認されているところであります。今後も透明性を持って、全てデータを公表していく、

毎日データを公表していく、このことが風評対策の最も一番の道だと思っております。

IAEAも近く分析をし、公表されると思えますし、東電も引き続き第一原発に常駐しているIAEAの専門家からきちっとチェックを受けながらこれを進めております。こうした安全性の確保、しっかりと進めながら風評対策に向けてもしっかりと取り組んでいきたいというように考えております。

私も先ほどお昼、こちら、地元のヨークベニマルさん、マルトさん、リオン・ドールさん、それから、いちいさん、そして、卸の業界代表の郡山水産の方、まさにオール福島でこの福島産のキャンペーン、昨年から三陸・常磐ものキャンペーンを行っておるのですが、その一環で進めていこうということで御協力をいただいて、放出後に取られた魚、私はヒラメとホッキガイを頂きました。もちろんおいしいお魚であります。漁業者の皆さんの複雑な思いの中にも自信を持って、誇りを持って取られた魚、漁業者の皆さんの思いをかみしめながら頂いたところでもありますけれども、岸田総理を先頭に、全閣僚みんながそれぞれの省庁でまた先頭に立ってこの福島の水産物のおいしさをしっかりと発信をしながら進めていきたいというように思っております。

国のほうで合計800億円の予算、そして、具体的な被害が出た場合には東京電力の賠償とあります。それぞれの予算を適切に、タイミングよく、機動的に措置をしていきたいというように考えております。何としてもこの風評から守っていく、取り組んでいきたいと思えますし、先ほど流通の皆さんのお話を聞きますと、この数日、むしろこの福島の水産物の売上げは上がっているというお話も伺いました。この大きな方向の流れをしっかりと支えていきたいというように思っております。

そしてまた、今もお話がありましたF-REI、そして、福島のイノベーション・コースト構想など進めていく中で、水素の製造拠点もあります。浪江町にありますし、また、田村市のデンソーも製造、水素の水電解装置も用意をされている。福島と東京の間、水素トラックが走る重点地域として我々、水素ステーションの整備なども進めていきたいと思っておりますし、併せて、檜葉町に立地をした豊田通商のリチウムの工場、まさにEVに使う水酸化リチウムの日本の国内の需要の約3割を提供する重要な拠点となるわけであります。まさにこうした新しい技術、新しいエネルギー、その拠点として福島、未来に向かってしっかりと復興を応援していきたいというように考えております。

どうぞ忌憚のない御意見をいただきながら、福島の復興に向けて共に歩んでいければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○竹谷復興副大臣 続いて、西村環境大臣から御挨拶申し上げます。

○西村環境大臣 環境大臣の西村明宏でございます。

まず、日頃よりの皆様の御尽力に心より感謝を申し上げますところでございます。

環境省といたしましては、被災地の皆様が安心して生活できる環境、これを取り戻すための取組をこれまで進めてきたところでございます。拠点区域につきましては、これまで除染や家屋等の解体を進め、6町村で避難指示が解除されました。特定帰還居住区域につ

きましては、まずは大熊町、双葉町における先行除染の早期着手を目指して準備を進めているところでございます。

除去土壌等の県外最終処分は国としての約束であり、残る重要な課題でございます。私自身も参加した先日の対話フォーラムでは、これまでを総括して、さらなる理解醸成に向けた新たな取組を展開することといたしました。さらに、再生利用の実証事業やIAEA専門家会合の状況などについてしっかりと情報発信を行い、全国的な理解醸成につなげてまいりたいと考えております。

ALPS処理水の放出を受けまして、環境省では海水中の放射性物質について速報性を優先した分析を開始しているところでございます。放出開始後、最初の分析の結果、海水中のトリチウムの濃度は11か所全てで検出下限値未満でございました。人、そして、環境への影響はないということを確認したところでございます。引き続き客観性、透明性、信頼性の高いモニタリングを徹底いたしまして結果を国内外に分かりやすく発信してまいりたいと考えております。

福島の復興はこれからも環境省としての最重要の課題でございます。福島の復興なくして東北の復興なし、東北の復興なくして日本の再生なし、この考え方の下に引き続き全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○竹谷復興副大臣 続いて、本日は磯崎内閣官房副長官が出席しておりますので、御挨拶をお願いいたします。

○磯崎内閣官房副長官 皆さん、こんにちは。内閣官房副長官の磯崎仁彦でございます。

私は経済産業副大臣のときを含めまして、この協議会に出席をさせていただきますのが今回で6回目ということになります。本日もよろしくお願いをいたします。

まず、この福島の復興に関しまして、本当に日頃から復興・再生に御尽力をいただいております関係者の皆様方に心から敬意を表しますとともに感謝申し上げたいというように思っております。

前回も申し上げましたが、私は福島に関して専門のノートというのをつけておりまして、経済産業副大臣になった2018年、平成30年の10月1日に初めてこの福島を訪問いたしました。そのときのノートの最初でございますが、福島県庁訪問、内堀知事に挨拶、4点の要望をいただいたというように書いております。

当時の要望が、帰還地域についてのなりわいの復興、廃炉・汚染水の対策、福島イノベーション・コースト構想の実行、福島新エネ社会構想の実現ということで、これがまさに今、実現しつつあるものもあれば、いまだに課題として残っているものもあるのだろうというように思っております。

前回2月の協議会以降、本年の4月には創造的な復興の中核拠点を目指すF-REI、これが設立されました。また、6月には特定帰還居住区域を創設する改正福島特措法が成立、施行するなど福島の復興は日々着実に進んでいるというように感じております。ただ一方で、今、申し上げましたように、今でも県内外での避難生活を余儀なくされておられる方がい

らっしゃる中で、復興のステージが進むにつれまして新たな課題も明らかになってきているところをごさいます、まさに復興、今後とも中長期的な対応が必要だということを感じております。

先日の関係閣僚等会議の中で、先ほどもお話がございましたように、その決定を経ましてALPS処理水の海洋放出が開始されています。政府一丸となりまして安全の確保、風評対策、なりわい継続支援等に責任を持って取り組んでまいりたいというように思っております。原子力災害からの福島の復興・再生、まさに内閣の最重要課題でございますので、被災地の皆様方に寄り添いながら、一日も早い復興・再生に向けまして全力で取り組んでまいりたいというように思っております。皆様方の引き続きの御理解と御協力、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○竹谷復興副大臣 続きまして、福島県、内堀知事から御挨拶をお願いいたします。

○内堀福島県知事 渡辺復興大臣、野村農林水産大臣、西村経済産業大臣、西村環境大臣、磯崎官房副長官はじめ政府の皆さん、日頃から福島の復興・再生に多大なる御尽力をいただいております。本当にありがとうございます。

震災と原発事故から間もなく12年半を迎えます。この春には、浪江町、富岡町、飯舘村に設定された特定復興再生拠点区域において、一部を除き避難指示が解除されたほか、浪江町においては、「創造的復興の中核拠点」となる福島国際研究教育機構、F-REIが設立されるなど、福島の復興と再生の歩みは着実に前進を続けています。

6月には福島特措法が改正をされ、帰還困難区域全体の避難指示解除に向けた大切な一歩となる特定帰還居住区域が創設されることとなりました。渡辺復興大臣をはじめ関係の皆さんに重ねて御礼を申し上げます。

今なお、多くの県民の皆さんが避難生活を続けておられます。避難地域における生活環境の整備、被災者の生活再建、風評と風化の問題など、福島県は多くの困難な課題を抱えています。特に、海洋放出が開始をされたALPS処理水の問題は、福島県だけの問題ではなく日本全体の問題であります。このため、国が前面に立ち、関係省庁がしっかり連携をし、政府が一丸となって行動計画に基づいた万全な対策を徹底的に講じ、今後数十年の長期にわたろうとも、最後まで全責任を全うしていただくよう、お願いします。

本日は、こうした処理水への対応をはじめ、避難地域の復興・再生や福島イノベーション・コースト構想の推進など、福島の復興をさらに加速させるための取組に必要な予算等について、具体的な要望をさせていただきます。

間もなく第2期復興・創生期間の折り返しを迎えます。福島の復興・再生に向けた課題は、今なお、現在進行形で生じています。県民の皆さんが復興を実感して、未来に夢や希望を持っていただけるよう、本県に思いを寄せてくださる全ての方々々と連携をしながら、全力で挑戦を続けてまいります。

本日は、最前線で復興を続けておられる各団体あるいは事業者の皆さんの声をぜひ真摯に受け止めていただき、福島の復興・再生に力を尽くしていただくことをお願いし、私の

開会に当たっての御挨拶といたします。

本日はよろしくお願ひします。

○竹谷復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、報道関係者の方はここで御退室願ひます。

(報道関係者退室)

2. 国からの説明

○竹谷復興副大臣 それでは、本日の議事進行に移らせていただきます。

本日は、国側、県側からそれぞれ説明後、意見交換に移ります。

なお、本日は公務御多忙の折、会議終了後に御予定が入っている出席者の方もおられると伺っております。つきましては、円滑な議事進行に御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、福島復興・再生に向けた取組状況について、事務局から説明をいたします。

○桜町統括官（復興庁） 「福島復興・再生に向けた取組状況」につきまして、復興庁から御説明申し上げます。

お手元、資料1の2ページをまず御覧いただければと存じます。

原子力被災地域における生活環境整備は着実に進んでございますが、3ページ目にございますように復興・再生は本格的に始まった段階にすぎず、引き続き国が前面に立って復興を加速することが必要でございます。その中で、本年2月の法定協以降の取組で特に重要な特定復興再生拠点区域外への帰還促進、福島国際研究教育機構の設立、風評払拭に向けた取組の3点について御説明申し上げたいと思ひます。

1枚おめくりいただきまして4ページ目でございます。

まず、特定復興再生拠点区域外への住民の方々の帰還促進についてでございます。政府としては、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別に丁寧把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進めてまいります。

具体的には5ページに記載のとおり、本年6月9日に公布・施行されました改正福島特措法におきまして、市町村長が「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されました。復興庁といたしましては、避難指示解除の取組を着実に進め、拠点区域外の帰還困難区域において帰還意向のある住民の帰還の実現、居住人口の回復を通じた復興を後押ししてまいります。

続いて、6ページを御覧いただければと存じます。

福島国際研究教育機構、F-REIについてでございます。F-REIは6ページに記載のとおり、現在、浪江町の仮事務所におきまして山崎理事長をはじめ60名程度の役職員が研究開発等の取組を進めてございまして、中期計画が策定されるとともに、5つの研究テーマが設定されました。

また、7ページに記載のとおり、F-REIのミッションを円滑に進めるため、本年4月から5月にかけて福島県内6つの機関と連携協力に関するMOUを締結いたしました。

8ページに記載のとおり、F-REIの被災地での取組は着実に進んでおります。5分野の研究開発につきまして現在、具体的な研究内容の公募・選定が開始されているところでございます。

また、F-REI協議会の第1回目が本年5月に大熊町において開催されまして、今後の研究開発等の進め方の協議を行ったところでございます。また、F-REIトップ陣から若者世代に向けたセミナーが開催されるとともに、地域のシーズやニーズをお伺いするため、各市町村においてF-REI市町村座談会も開催中でございます。

続きまして、2枚おめくりいただきまして10ページでございます。

風評払拭に向けた取組についてでございます。ALPS処理水につきましては先週24日に海洋放出が開始されたわけでございますけれども、そこに至るまで復興庁といたしましてもIAEAの包括報告書の内容、風評対策、魅力発信の取組などについて、福島県、宮城県、岩手県の行政や漁業関係者の方々、各国・地域の在京大使などに向けまして、復興大臣、副大臣、政務官が手分けをして、あらゆる機会を捉えて理解醸成に努めてまいりました。

復興庁といたしましては、今後も地域に寄り添い、生の声を丁寧に聞いて、現場の課題に政府一丸となって取り組んでまいります。

11ページにございますように、ALPS処理水の処分に係る風評被害、風評影響に関する不安に対処すべく、風評対策タスクフォースを先週25日に開催をいたしまして、下段に記載のとおり、復興大臣から各府省庁に対して5つの指示を出したところでございます。

12ページを御覧いただければと存じます。

風評払拭に向けまして、科学的根拠に基づいた正確な情報を発信するため、動画の配信、新聞記事広告の掲載、学生向けの出前授業は今後も継続、強化してまいります。

また、13ページに記載のとおり、三陸・常磐ものの魅力発信の強化にも今後、一層力を入れてまいります。復興庁といたしましては、引き続き現場主義を貫徹し、地元の関係者の皆様の声に耳を傾けて、政府一丸となって福島の復興を後押ししてまいります。

以上でございます。

○竹谷復興副大臣 次に、東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策及び避難指示解除、産業復興の状況について、原子力災害対策本部から説明をいたします。

○片岡福島復興推進グループ長（経済産業省） 経済産業省です。

資料2を御覧ください。

まず2ページでございます。廃炉の取組についてでございます。

燃料デブリの試験的取り出しなど、各課題に取り組んでおります。ALPS処理水の処分は廃炉を確実に進めるために先送りできない課題だと考えてございます。

3ページから5ページでありますけれども、8月22日に開かれました関係閣僚等会議の取りまとめ文書を御紹介してございます。

風評影響やなりわい継続に対する不安に対処すべく、政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む。このため、漁業者とのフォローアップ体制を構築することを総理含め関係閣僚で確認いたしました。

その次のページ、4ページが安全性確保、5ページが風評影響、なりわい対策でございます。

6ページを御覧ください。

IAEAの評価です。人及び環境に対し、無視できるほどの放射線影響という結論がつづられております。

7ページ、モニタリングの実施方法です。

放出後の分析結果、先ほどもございましたけれども、海水・魚、いずれも検出限界値未満となっております。こうしたデータを透明性高く発信し続けてまいります。

8ページ、各国の反応でございます。

米国、EUなど先進国から途上国、フィジーなど島嶼国まで日本の取組を支持する声広がっております。

その一方で、9ページのとおり、中国等が輸入規制の強化を表明しています。科学的根拠に基づかない措置に対しまして国際会議等の場において撤廃を求めています。

10ページのとおり、消費拡大、消費喚起のためのキャンペーンあるいは流通業者への取引継続の働きかけを実施しております。

11ページを御覧ください。

風評対策として用意してございます支援や賠償の対応です。漁業者のなりわい継続を支援してまいります。

12ページを御覧ください。

避難指示解除の取組です。特定復興再生拠点区域で避難指示を解除してまいりました。拠点外につきましても帰還意向調査を実施し、帰還意向をお持ちの方々の早期帰還実現を目指します。

13ページでございます。

被災12市町村の復興のステージを示しております。被災12市町村の総生産が震災前の水準に戻りつつある一方、原発立地自治体を中心に、震災前には程遠い状況にもございます。自治体ごとに復興のステージに違いが見られます。

これを受けまして、14ページでございますけれども、産業復興に向けた取組を進めます。事業・なりわいの再建、新産業の創出に加えまして、交流人口の拡大に向けた施策を展開いたします。

15ページであります。

交流人口拡大アクションプランの下、スポーツ・サイクルあるいは酒・グルメなどの分野で取組を進めております。

16ページは関連のイベントや企業進出の事例を御紹介してございます。

17ページを御覧ください。

大阪・関西万博関連の企画です。被災地の先端技術、イノベーションを通じた創造的復興の姿を展示したいと考えております。

18ページは福島浜通り映像・芸術文化プロジェクトです。

省内の若手有志を中心に、演劇、音楽、現代アートなどの取組を通じて、浜通り地域の魅力向上を目指しております。

説明は以上になります。

○竹谷復興副大臣 次に、被災地の復興・再生に向けた環境省の取組について、環境省から説明いたします。

○前佛環境再生・資源循環局長（環境省） 環境省でございます。

資料3について御説明申し上げます。

まず最後のページ、5ページ目を御覧ください。

ALPS処理水に係る海域モニタリングの結果について、冒頭、西村環境大臣から述べましたとおり、ALPS処理水の放出開始を受け、翌25日朝に周辺海域の海水を採取し、分析しております。昨日、報道発表しているところでございます。

分析の結果、海水を採取しました11か所全てにおいて、トリチウム濃度が検出下限値未満ということでございまして、人や環境への影響はないことを確認しております。この結果は環境省のウェブサイトやSNSを通じて情報発信を行っているところでございます。環境省としては、引き続き当分の間、毎週、周辺の海域の海水を採取し、分析を行い、その結果を公表してまいりたいと思っております。

資料の最初に戻っていただきまして、1ページ目をお願いいたします。

帰還困難区域における除染・家屋等の解体の取組について、まず、特定復興再生拠点区域におきましては、除染・家屋等の解体を着実に実施し、6町村において避難指示が解除されております。引き続き地元の御意見も伺いながら、フォローアップ除染等を対応していきたいと考えております。また、今後設定されます特定帰還居住区域につきましても、これまでと同様に自治体の皆様方とよく協議しながら、除染や家屋等の解体等を進めてまいりたいと考えております。まずは大熊町、双葉町における先行除染の今年度内の早期着手を目指し準備を進めてまいります。

2ページ目をお願いいたします。

中間貯蔵施設事業についてになります。中間貯蔵施設につきましては、大変重い決断を大熊町、双葉町にさせていただき、受け入れていただいたものでございます。現在、各施設が順調に稼働しており、本年7月末時点で特定復興再生拠点区域からの土壌も含め、約1354万立方メートルを搬入しているところでございます。また、6月1日からはクリーンセンターふたばへの特定廃棄物の搬入も開始したところでございます。引き続き安全第一を旨に取り組みでまいりたいと考えております。

3ページ目をお願いいたします。

最終処分、再生利用の取組についてになります。福島県内で生じた除去土壌等の県外最終処分の実現に向け、2016年に策定した方針に基づき取組を進めているところです。特に最終処分の実現には、その量を減らすことが重要であり、再生利用の実証事業、減容に関する技術開発等を進めているところでございます。再生利用に関しては、飯舘村における農地造成、または道路盛土の実証事業を実施し、安全性などの技術的な検討を進めているところです。

これら技術的な検討などの成果を踏まえ、2024年度までに最終処分場の構造、必要面積等について実現可能な幾つかの選択肢を提示することとしております。2025年度以降、これらの取組の成果を踏まえた上で、最終処分地に係る調査検討・調整などを進めてまいります。

4 ページ目をお願いいたします。

理解醸成の取組についてになります。県外最終処分の実現に向けては、再生利用や最終処分に関する全国的な理解醸成が重要となります。そのため、全国での対話フォーラムの開催や、除去土壌等を用いた鉢植えの関係省庁への設置なども進めているところでございます。さらに、本年度は新たに5月よりIAEA専門家会合を実施しており、国際的な評価、助言を得てさらなる理解醸成の取組強化につなげていきたいと考えているところでございます。

説明は以上になります。

○竹谷復興副大臣 次に、福島の復興・再生に向けた農林水産省の取組について、農林水産省から説明をいたします。

○松尾危機管理・政策立案総括審議官（農林水産省） 農林水産省でございます。

資料4をおめくりいただきしたいと思います。

まず、農業につきまして御説明いたします。

1 ページ目でございます。

1 ページ下段、真ん中のところに営農再開面積のグラフを描いております。被災12市町村では、令和7年度末の営農再開目標1万ヘクタールということに向けまして取り組んでおりまして、8割ぐらいということで推移しております。

それから、2 ページ目を御覧いただきたいと思います。

こういった営農再開をしっかりと支援するため、農林水産省では、12市町村それぞれに職員を配置いたしまして、また、あるいは富岡町にある東北農政局震災復興室サポートチームということで支えております。例えば効果的な圃場整備になるよう提言したりとか、具体的な提言、助言をしております。

また、右側でございます、これは農地の貸借、農地バンクの取組でございます。農地バンクを通じまして現地コーディネーターをこれも各市町村に置きまして農地の集積、集約が円滑に進むように対応しております。

それから、3 ページ目をお開きいただきたいと思います。

3 ページ目の左側でございますけれども、高付加価値産地の展開というのが非常に重要だということ考えております。5 年度中に檜葉町のパック御飯工場でございますとか、富岡町の加工冷凍野菜施設等が完成いたします。

あるいは右側を御覧いただければ、4 月に設立されましたF-REIにおいて農林水産業に関する研究も進められております。

それから、4 ページ目を御覧いただきたいと思えます。

4 ページ目、左側でございますけれども、南相馬市の園芸団地・集出荷施設では、7 月から全面稼働しております。または、浪江町の水稲育苗施設もタマネギの育苗施設として有効に活用され、営農再開に貢献していくということで期待しております。

右側でございます浪江町、富岡町、飯舘村の特定復興再生拠点区域におきましても、営農再開に向けた取組を始めております。

次に、森林・林業について御説明させていただきます。

5 ページ目を開いていただきたいと思えます。

海岸防災林の復旧事業につきましては、9 割程度の完成、完了ということになっております。

そのほか、菌床のシイタケの生産量は着実に回復してきておりますけれども、原木シイタケは10%程度ということまでとどまっております、右側でございますように、シイタケ原木林の計画的な再生に向けまして里山・広葉樹林生産プロジェクトを推進しております。

また、非破壊検査等の活用などにより、特用林産物の出荷体制の出荷制限の解除に向けた取組を進めております。

続きまして、水産業につきまして7 ページを御覧いただきたいと思えます。

被災いたしました漁港の復旧、市場の復旧、こういったものは進んでおります。

他方で、8 ページを御覧いただきたいと思えます。

沿岸漁業の水揚げ量は回復しつつあるものの、震災前の2 割程度にとどまっております。このため、引き続きがんばる漁業復興支援事業などにより、水揚げ量の増加に向けた取組を後押ししていきたいというように考えております。

例えばその取組ということで9 ページ目を御覧いただきたいと思えます。

令和3 年4 月のALPS処理水の処分方針決定を受けまして、漁業者の皆様が安心して事業を継続できるよう、徹底した生産・加工・流通・消費対策を実施してきているところでございます。

それから、10 ページ目でございます。

最後に風評対策でございますけれども、まず、農林水産省といたしましては、関係府省庁と連携しながら食品中の放射性物質に関する情報発信を続けております。令和4 年度から実施しているトリチウムに関する水産モニタリングの結果は、検査開始以来、全て検出下限値未満となっております。また、令和5 年度から迅速に結果が公表できるようということで迅速分析法も開始して速やかに情報提供ができる状態、体制を整えております。

一番最後の12ページというところに参考ということで直近のトリチウムのモニタリングの検査結果についても付け加えております。

処理水の放出前、ヒラメなど14検体でトリチウムの迅速検査を行い、結果、全て不検出であったわけでございますけれども、今回の放出後の8月24日、25日に採取しましたヒラメなど4検体の分析結果も引き続き放出前と同様、全て不検出となっております。こういったトリチウムの検査ということでしっかり農林水産省、水産庁としても対応していきたいというように考えております。

以上でございます。

3. 県からの説明

○竹谷復興副大臣 次に「ふくしま復興・創生に向けて」について、福島県、内堀知事から御説明をお願いいたします。

○内堀福島県知事 お手元の資料5-2、1ページをお開きください。

「1. ALPS処理水の処分に係る責任ある対応」についてです。

8月22日、関係閣僚等会議において、海洋放出を8月24日から開始することが決定をされ、同日、放出が開始されましたが、ALPS処理水の処分については、現状においても海洋放出に反対する意見や新たな風評への懸念、生業の継続への不安の声など、様々な意見が示されています。

ALPS処理水の取扱いも含め、廃炉と汚染水・処理水対策は、長期間にわたる取組が必要です。処理水の問題は、福島県だけではなく日本全体の問題であることから、国が前面に立ち、関係省庁がしっかり連携をし、行動計画に基づき政府一丸となって万全な対策を徹底的に講じ、最後まで全責任を全うしてください。

安全確保の徹底、国内外への正確な情報発信、万全な風評対策と迅速かつ確実な賠償の実施などに責任を持って取り組んでください。

次は2ページ、「避難地域の復興・再生」について。

自治体ごとに復興の進捗が大きく異なっており、いまだ避難指示区域が存在している自治体があるほか、避難指示が解除され、日々復興に取り組んでいる自治体においても、ステージに応じた新たな課題に直面しています。

子育て・買物環境の整備・充実、移住・定住の促進、交流・関係人口の拡大等に向けた支援のほか、福島再生加速化交付金など、必要な予算をしっかりと確保をお願いします。

次は3ページ。

特定復興再生拠点区域においては、避難指示の解除後も継続して拠点づくり等に向けた支援が必要であり、特定帰還居住区域においては、帰還意向のある全ての住民が一日も早く戻れるよう、早期かつ面的に十分な除染等が必要です。

加えて、残された土地・家屋等の取扱いなどの課題について、国は、地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全てを避難指示解除し、最後まで責任を持って取り組む必要があります。

また、営農再開関連事業等の十分な予算の確保、教職員の加配措置の継続と教育相談体制の充実をお願いします。

次は4ページ、「避難者等の生活再建」について。

今もなお、約2万7000人が避難生活を余儀なくされており、避難の長期化に伴い、個別化・複雑化した課題に適切に対応するため、被災者の実情を踏まえた柔軟な支援を中長期的に継続する必要があります。

避難地域等の保健・医療、福祉・介護提供体制の再構築に向けた中長期的な取組に必要な財源の措置や、医療、福祉・介護従事者の安定的な確保及び県内定着促進に必要な予算の確保、被災者の心のケアへの支援の継続が必要です。

次は5ページ、「風評払拭・風化防止対策の強化」について。

いまだ根強い風評や誤解は残っており、継続した取組が不可欠です。

農林水産物の産地競争力の強化等を図るために必要な予算の確保、ホープツーリズム充・強化や教育旅行の誘致といった観光再生を推進する取組に必要な予算の確保をお願いします。

次は6ページ、「福島イノベーション・コースト構想の推進」について。

この構想の実現に向け、地元企業の参入や地域外企業等の進出、起業・創業を促進し、新たな技術やビジネスを創出することで産業集積を図るとともに、構想を支える教育・人材の育成、浜通り地域等への国内外からの積極的な人の呼び込みなどに中長期的に取り組む、その成果を全県に波及させることが重要です。

スタートアップやその支援者等を呼び込む施策の充実、構想を牽引するトップリーダー等を育成する教育プログラムの開発の推進に取り組む必要があります。

次は7ページ。

誘客コンテンツ開発や広域マーケティング等への支援、ドローン・ロボット、空飛ぶクルマに関する制度整備・社会実装支援、燃料電池ドローンの開発等の強化に向けた支援が必要です。

福島国際研究教育機構の取組の総合的な推進に向けては、既存の復興事業に支障を生じさせないよう、中長期的な枠組みの予算を別枠で確保するとともに、県、市町村等がF-REIと連携して行う取組への財政上の措置をお願いします。

次は8ページ、「地域産業の再生及び新産業の創出」について。

農林水産業の再生に向けた必要な予算の確保と新たな担い手の確保・育成を図ることが重要です。また、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大、水素関連人材の育成等に向けた支援、水素関連産業の育成及び集積、ふくしま医療機器開発支援センターの安定的な運営や利用促進に向けた支援をお願いします。

次は9ページ、「復興を支えるインフラ等の環境整備」について。

公共土木施設等の災害復旧や復興まちづくり、県土の復興を支援する道路ネットワーク・物流基盤等の整備に向けて、今後も長期的な取組が不可欠です。

避難指示が解除された区域においては、きめ細かなフォローアップ除染の実施が必要です。除去土壌等の2045年までの県外最終処分に向けた国民の理解を深める取組のさらなる推進と最終処分地の選定方法等の具体的な方針・工程の速やかな明示及び県民・国民の目に見える形での取組を実施してください。

最後に10ページ、「第2期復興・創生期間以降における財源・制度の確保」について。

東日本大震災と原子力災害から12年余りが経過した今なお、福島の復興はいまだ途上であり、今後も長く厳しい戦いが続きます。引き続き現場の実情に応じたきめ細かな対応が重要です。

令和2年7月の復興財源フレーム決定後、新たな取組に係る経費が生じています。そのため、第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針において、必要に応じて見直しを行うとされていることも踏まえ、第2期復興・創生期間における必要な事業執行に支障が生じないように、財源フレームの見直しを行うことが極めて重要です。

原子力災害に伴う福島県特有の困難な課題はいまだ山積しており、今後も中長期にわたる継続的な取組が必要です。特にALPS処理水の取扱いに関しては、政府一丸となって、安全性の確保の徹底、国内外への正確な情報発信、万全な風評対策等を徹底的に講じ、漁業をはじめとする福島のなりわいを将来にわたって維持し、次世代につないでいくことができるよう、今後、数十年の長期にわたろうとも最後まで全責任を全うしていただくことが不可欠です。

ALPS処理水の処分によって、これまで12年以上、あらゆる分野で県民の皆さんが積み重ねてきた努力や成果が損なわれ、復興を成し遂げようとする情熱が揺らぐようなことがあってはなりません。今後も切れ目なく安心して挑戦を続け、県民の皆さんが復興を実感し、将来への希望を抱けるよう、令和5年度税制改正の大綱において「息の長い取組をしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保する」とされたことを遵守し、政府として、第2期復興・創生期間後における十分な財源と枠組み、復興を支える制度をしっかりと確保してください。

引き続き現場主義を徹底し、国、県、市町村、関係団体等が一体となって挑戦を続ける必要があります。

福島県からは以上であります。

4. 意見交換

○竹谷復興副大臣 それでは、御出席の皆様には御議論いただければと思います。

誠に勝手ながら、出席者名簿の下から順番に御指名をさせていただきます。なお、発言については、各代表3分をお願いいたします。

それでは、福島県農業協同組合中央会、管野代表理事長、お願いいたします。

○管野福島県農業協同組合中央会代表理事長 それでは、御指名でございますので、私のほうから3点についてお願いを申し上げたいと思います。

まずは、浪江町に開所しましたF-REIについてでございます。この内容につきましては、担い手不足が非常に深刻な状況になってきておりまして、この働く方々を確保するために人間がいけないのではロボットか、あるいはAIを利用した農業技術を持って取り組んでいかなければならないのだろうというように考えておるところでございます。

このために、このスマート農業の技術の開発・普及が望まれておるところでございます。ロボット技術に対しては機構自身も分野間の融合を促進し、機構ならではの研究が創出されるよう取り組むこととつたっているため、この研究開発においては超省力型のスマート技術あるいはその中でも特に野菜等の自動収穫ロボット、選別、共選等の施設について早急に現場において実用化されることを望んでおります。

2つ目でございますが、この件につきましてはただいま内堀知事からもありましたが、令和7年度末に第2期復興・創生期間が切れるということございまして、その次の創生期間を早めに設定し、発表をしていただきたいと思っております。これにつきましては、その行政単位においても早く解除されたところと時間がかかって解除されたところと期間の差がやはり復興の差につながってきているというのが現実でございますので、この復興をやはり全ての地域で成し遂げられるためには、必要な財源が必要だろうと。特に税制改革等、防衛の問題で附則の中にこの福島の復興については必ずや成し遂げるといような部分が付け加えられていることでもございまして、しっかりとお願いをしたいと思っております。

それから、3つ目でございますが、24日から放出が始まりました処理水の問題でございますが、これらについても政府、東電が処理水の安全性を国内外に発信しながら、IAEAの知見に基づく内容で私どもも信頼する内容だというように理解しておるところでございますが、先週頃から県内においても迷惑電話が頻繁にかかってくるということで、風評というのはどの場所でどんな現象が起こるか予測不可能な部分も多々出てきているという状況でございますので、国民の中においてもこれらについてはやはり、しっかりと現実を見詰め、冷静な対応をするように国としても努めていただきたいと思いますと思っておりますので、答えはないかもしれませんが、我々もそのような立場で今後とも注視していかざるを得ないところでございますが、万が一、さらなる風評の発生に際しては、国としてもしっかりと賠償を東電に速やかに対応するように指導いただくようお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○竹谷復興副大臣 続きまして、福島県商工会議所連合会、渡邊会長、お願いいたします。

○渡邊福島県商工会議所連合会長 福島県には10の商工会議所がありますけれども、代表して申し上げます。

3つ、要望ということでお話をさせていただきます。

初めに、ALPS処理水の海洋放出への的確な対応並びに風評対策の徹底、確実かつ迅速な賠償の実施についてでございます。

先ほど来お話がありますように、24日よりALPS処理水の海洋放出が始まっておりまして、漁業関係者の十分な理解醸成が得られないまま放出に至った経緯については遺憾に存じております。ALPS処理水の海洋放出は今後、数十年続きます。この間、国は全責任を持って安全性を確保した上で、確実に実施することを国民にしっかり示していただきたいと思っております。

また、IAEAによるALPS処理水への国際的な安全基準に合致とする報告が安全性の根拠として報じられておりますが、科学的安全と社会的安心は違うとした認識がたくさんございます。国と東電にはこのことを強く持っていただいて、引き続き国内外の理解醸成に努めていただきたいと思っております。今後数十年にわたろうとも事業者が安心して事業を継続できるよう、対策を取り続けてほしいと思っております。

これはまた本県のみならず、東北、日本全体に影響を及ぼしておりますので、復興の妨げになることが懸念されております。国が前面に立ち、全責任を持って安全性を国内外へ徹底して発信し続けるとともに、関連する賠償に関しては国の主導の下、地域、業種、期間を限定せずに速やかに確実に実施することをお願いいたします。

2つ目に、F-REI、福島国際研究教育機構を中核とした福島イノベーション・コースト構想の推進についてでございます。

12年以上の長期にわたる避難等による影響により、人口減少や産業の担い手不足が非常に問題になっております。こうした中、産業集積の実現、人材の育成、交流人口拡大を目的とする福島イノベーション・コースト構想の下、廃炉、ロボット技術に関連する研究開発、エネルギー関連産業の集積、先端技術等を導入した農林水産業の再生などが進められており、産業基盤の失われた地域の復興及び再生、さらには福島県全体の社会経済の発展に向け推進が図られています。

F-REIにつきましては、本年4月に浪江町へ設立されております。しかし、その具体的な取組内容について、いまだ県民の理解が進んでいない状況です。ぜひF-REIの具体的研究、取組内容が一日も早く県民に明らかになり、県内事業者がその研究取組内容に興味を示し、その効果が県内全体に波及すること、さらには研究者が福島の地に中長期的に滞在し研究に取り組むことができるよう環境整備、支援をお願いしたいと思います。

最後に、風評払拭に向けた観光、交流人口の拡大についてでございます。

今回のALPS処理水の海洋放出について観光への影響が大変大きくなっております。先ほ

どJAのほうからもお話がありましたように、嫌がらせの電話、キャンセル、非常に聞くに堪えない言葉でいろいろな形で現場の方々には本当に残念な思いでいっぱいでございます。

一方で、福島県は自然環境あるいは歴史的な学習資源をたくさん持っておりますので、観光、教育旅行等に高い期待が寄せられております。本県ならではの取組として、ホープツーリズムによる震災・防災学習の機会の創出が挙げられます。複合災害復興に向け挑む人々から生まれる教訓や防災意識について、主体的かつ対話的に深い学びの場がございます。これらについて全国の方々に発信すべき財産であると考えておりますので、これをインバウンドあるいは教育旅行、交流人口の拡大にぜひ力添えをいただきたいと思っております。

福島震災から12年という時間が経過し、震災を経験していない世代が増えるにつれ、風化の懸念も高まっております。さらにはALPS処理水の海洋放出という問題を抱えております。まさに今、ありのままの福島を知っていただくためにも福島を訪れていただく方々を増やすことが重要であると考えます。ぜひ国におかれましては、いろいろな形での御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○竹谷復興副大臣 続きまして、相馬地方市町村会、杉岡代表、お願いいたします。

○杉岡相馬地方市町村会代表（福島県飯舘村長） 皆様、こんにちは。飯舘村長、杉岡誠です。

この場をお借りしまして、日頃から大変お世話になっておりますこと、御礼を申し上げます。

私からは、相馬地方市町村会を代表して、相双地域への高度で魅力ある教育環境の構築と治安維持活動等への支援について、この2点について申し上げます。

1点目、まず相双地域への高度で魅力ある教育環境の構築についてであります。

F-REIの取組を後押しするための県や周辺自治体が担うべき役割は、研究者が安心して研究や教育活動に専念できる環境の整備であり、研究者が浜通りで家族と共に暮らせるための子育て環境の充実を図ることは極めて重要と考えております。特にインターナショナルスクールの機能を有した高度な教育環境は、海外の研究者も安心して子育てができる魅力的なものとなり、優れた研究人材の確保によってF-REIの取組の効果が最大化し、F-REIが目指す世界に冠たる創造的復興の中核拠点の早期実現が可能と考えます。また、地域の子供も高度、先進的なレベルの教育を受けることによって、将来の職業選択の幅が広がり、福島イノベーション・コースト構想や福島復興・創生を図る人材として活躍することが期待できると思っております。

相馬地方としては、F-REIの取組を後押しするため、国内外の研究者が家族と共に暮らせる魅力的な地域の創出に向け、1つ目として、F-REIの効果を高めるために、F-REIでも活躍できる新産業のリーダーを目指し、高いレベルの進路実現に向けた創造性豊かな人材を育む教育やインターナショナル機能を有し、国際性豊かで主体的な探究心と論理的思考力、表現力を身につける教育などを展開する中高一貫教育校の設置について検討を行っていた

だきたいということでもあります。

2つ目として、浜通り北部に福島イノベーション・コースト構想を担うことのできる実践的・創造的技術者を養成する高等専門学校を設置していただきたい。この2点であります。

次に、治安維持活動等への支援についてであります。

相馬地方の旧避難指示区域内の居住率は現在、横ばい傾向で、本村においても居住者の5割近くが65歳以上となっており、震災前に住民自ら地域内で実施していた交通安全活動や防犯活動が年々困難になってきております。したがって、今後も行政が積極的に関わり、旧避難指示区域を中心とした交通安全対策や防犯対策の推進に努める必要があります。このため、2点について特段の措置を講じられるようお願いをいたします。

1点目として、犯罪抑制、抑止につながるパトロールの実施及び防犯カメラの設置、児童生徒に対する防犯ブザーの配付等、各自治体が治安維持向上に向けて実施する取組に対する支援策を講じていただきたいということでもあります。

2点目として、福島県警察において警察法施行令により定められている地方警察職員の定員基準特例の人員を増加させるなど、警察官のさらなる増員を進め、各自治体における治安維持活動への強化に努めていただきたいということでもあります。

以上、相馬地方を代表して私から御説明申し上げました。以上であります。

○竹谷復興副大臣 続きますして、双葉地方町村会、吉田副会長、お願いいたします。

○吉田双葉地方町村会副会長（福島県大熊町長） 双葉地方町村会副会長、大熊町長の吉田でございます。

私からは4点、申し上げます。

まず1点目ですけれども、復興に必要な財源の確保についてであります。

双葉地方の復興はまだ緒に就いたばかりであり、第2期復興・創生期間以降においても安心して復興を進めることができるように、震災復興特別交付税の継続をはじめ、福島再生加速化交付金などの十分な予算確保をお願いいたします。

2点目は、特定帰還居住区域への対応についてであります。

特定帰還居住区域の除染や家屋などの解体などに当たっては、住民の個別事情や地元自治体の意向を十分に踏まえるとともに、帰還意向のない方々の土地・家屋などの取扱いなどの方針を早期に示すなど、帰還困難区域の全面解除に向けた取組の加速化をお願いいたします。

3点目は、ALPS処理水の処分及び安全・確実な廃炉作業の実施についてであります。

ALPS処理水の放出が始まりましたが、双葉地方の住民はもとより、県民及び国民の理解は決して十分とは言えません。今後も国の責任において科学的根拠に基づく正確な情報を分かりやすく繰り返し発信を続けるとともに、モニタリングをしっかりと行うようお願いいたします。また、廃炉作業においても、安全・安心の確保を大前提に行うよう、東京電力に対し指導監督をお願いいたします。

4点目です。福島イノベーション・コースト構想の推進と国際研究教育機構についてであります。

4月に浪江町に開設されましたF-REIに対する地元の期待は日に日に高まっておりますが、その機能を十分に発揮するためには、まだ時間が必要であります。一方で、イノベーション・コースト構想につきましては、これまでイノベ機構を中心に産業集積をはじめ幅広い取組により成果も出ておりますが、廃炉の推進や人材不足など課題も依然として存在しております。つきましては、15市町村の唯一の会議体であるイノベ分科会を開催し、改めて地元の声を共有することで、イノベーション・コースト構想に係る取組を一層進めることが肝要であります。よろしく願いいたします。

私からは以上であります。

○竹谷復興副大臣 続きまして、福島県原子力発電所所在町協議会、伊澤代表、お願いいたします。

○伊澤福島県原子力発電所所在町協議会代表（福島県双葉町長） 福島県原子力発電所所在町協議会会長の双葉町長、伊澤です。

私からは4点についてお願いいたします。

1点目は、帰還困難区域の早急な除染、避難指示解除についてであります。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、全町避難を強いられてから12年5か月が経過した今もなお、避難を余儀なくされた多くの町民は全国300以上の自治体で長期にわたる避難生活を続けております。

当町では、昨年8月に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除となり、住民の居住が可能となりましたが、なお町域の約85%を帰還困難区域が占めている状況です。政府方針にうたわれている2020年代をかけて帰還意向のある住民が安心して帰還できるよう、特定帰還居住区域の除染については日常生活に必要な範囲を幅広く捉え、より広範囲の面的な除染を行うなど、地元自治体や住民の意向に十分寄り添った対応を行うとともに、全域の避難指示解除に向けてさらなる取組の具体化をお願いいたします。

2点目は、避難地域の復興財源の確保についてであります。

当町では、昨年8月に住民の居住が可能となるなど、復興の状況は他の市町村と比べ大きく異なり、ようやく復興のスタートラインに立ったにすぎず、行政として必要な施設整備等もこれから着手することになります。地域の復興を前進させるためにも、第2期復興・創生期間はもとより、それ以後も復興が成し遂げられるまで震災復興特別交付税措置及び普通交付税の人口特例を継続するとともに、福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金、福島生活環境整備・帰還再生加速事業、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金等について、中長期にわたる財源の確保及び弾力的な運用をお願いいたします。

3点目は、廃炉の安全かつ着実な実施及びALPS処理水の海洋放出についてであります。

国において8月24日にALPS処理水を海洋放出することが決定されましたが、町としては海洋放出に伴い、町民の不安や帰還意欲の低下、ひいては町の復興の妨げとならないか懸

念しております。福島第一、第二原子力発電所の廃炉作業の安全かつ着実な実施はもとより、福島第一原子力発電所に係る処理水の問題についても国が前面に立ち、政府一丸となって地元へ寄り添いながら最後まで責任を持って万全な対策を講じていただきますようお願いいたします。

最後に、原子力損害賠償についてであります。

中間指針第五次追補において、避難費用及び日常生活阻害慰謝料について、帰還困難区域等は平成30年3月末までの賠償の対象期間の目安とされました。しかし、当町では、今もなお、多くの町民が先の見えない避難生活によって計り知れない精神的な損害を受けております。当町における避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償となる期間は少なくとも特定復興再生拠点区域が解除された令和4年8月30日までとするなど、被害者の個別具体的な事情を十分に傾聴した上で被害実態に即した損害賠償が実行されるよう、再度、中間指針を見直していただきますようお願いいたします。

私からは以上です。

○竹谷復興副大臣 続きまして、福島県町村会、宮田代表、お願いいたします。

○宮田福島県町村会代表（福島県塙町長） 町村会長を務めております塙町長の宮田であります。

私からは2点、申し上げます。

1点目は、原子力災害からの確実な復興であります。

令和3年3月に閣議決定された復興の基本方針において、原子力被災地域の復興事業全体の在り方を令和7年度に見直すと言われており、これからの約1年半、見直しに向けた調査などが進められるものと思いますので、本格的な復興が始まったばかりである帰還困難地域の町村など、被災地自体の声によく耳を傾けていただき、それぞれが目指す復興のまちづくりに今後も邁進していけるよう、その意見を十分に反映いただきたいと思います。

また、原子力災害から確実に復興を果たすには、国による長期的な支援が不可欠でありますので、切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるよう、第2期復興・創生期間後においても柔軟な制度と十分な財源の確保をお願いいたします。

2点目は、ALPS処理水への責任ある対応であります。

先週、24日から海洋放出が開始されましたが、放出は廃炉が完了するまでの長期にわたるものでありますので、安全確保の徹底を強くお願いいたします。また、関係者の一定の理解を得たとして、海洋放出が決定されましたが、社会的な安心が得られているのかと言えば私にはそうは思えません。風評を発生させないためにも、国内はもとより、水産物への輸入制限を強化する国外へのさらなる理解醸成に向けた取組を進めていただくようお願いいたします。

なお、現状では、海洋放出による風評の発生が危惧されますので、農林水産業や観光業をはじめ幅広い業種に対する万全の対策を講じていただくとともに、対策を講じてもなお風評被害が発生してしまった場合には、国が責任を持って迅速かつ確実な賠償を東京電力

に実施させていただきたいと思います。

また、漁業者に寄り添った対応を推進するフォローアップ体制の構築が示されておりますが、常に情報を共有していくことは大切であると考えますので、放出後も漁業者の想いを聞いていただく場をできれば定期的開催していただき、漁業者との信頼関係の構築に努めていただきたいと思います。

最後に、岸田首相は水産物の風評対策や漁業継続への支援について、国が責任を持って取り組むとの約束をいただきました。海洋放出を実施するに当たっての約束でありますので、必ず履行いただくことを強くお願いを申し上げ、私からの意見とさせていただきます。

以上であります。

○竹谷復興副大臣 続きますして、いわき市、内田市長、お願いいたします。

○内田福島県いわき市長 いわき市長の内田です。

私から3点、申し上げたいと思います。

まず1点目、ALPS処理水関係でございますが、1つ、明るい話題をさせていただければと思いますけれども、8月22日に関係閣僚等会議が行われまして、その後、全国からいろいろな応援の声とか、ふるさと納税の支援が増えております。8月22日に関係閣僚等会議で8月24日からの海洋放出開始を決定してから昨日までの間、累計915件、寄附総数も9割近くが水産関係の水産品、常磐ものの応援でございますして、1734万3000円もの寄附が続いておりますして、そういった明るい話題もございますので、そういった全国からの応援というのをしっかり我々、受け止めて前進していかなければいけないということを感じております。

その上で申し上げさせていただきたいと思いますが、今回の処理水放出の決定に関しましては、やはりタンクがたまり続けているような状況とか廃炉を進めなければいけない、また、IAEAの科学的な知見というのでも示されておりますので、そういったことを総合的に勘案して、やはり政府としての苦渋の決断だったというように受け止めております。そういう中であって、やはり一定の理解が得られたというようなことに関しまして、漁業関係者との関係ではそのような形での整理になっておりますけれども、加工業、流通業、旅館業などに関しまして一層意思疎通を図ってほしいという声も地元からございますので、引き続き地元との理解醸成に関しましてお願いを申し上げたいなと思っております。

また、国から東京電力に対しまして適切な検査指導體制を取っていただきまして、安全対策を強化いただき、事故が起こらないようなモニタリング体制の充実というのを行っていただければと思います。

風評に関しましては既に発生している実害もございますけれども、その範囲を広範に捉えていただきまして、水産業、観光関連の事業者をはじめ様々な範囲に関しまして確実かつ迅速に賠償が実施されるよう対策を講じていただき、特に漁業者が安心して漁業を継続できるよう、長期かつ継続的な漁業者への支援をお願いしたいなと思っております。

2つ目は福島イノベーション・コースト構想の推進に関してであります。

特に風力発電の取組に関しまして地元で地域の企業がメンテナンスの知識、技術を獲得する仕組みの構築に今、尽力をしております。低風速や排他的経済水域の活用も含めまして浮体式などの新たな市場を本県沖で形成することが重要であるというように考えておりますので、技術開発や実証の場として福島県を積極的に御活用いただければありがたいと思います。

また、F-REIに関しましては、密接な連携の下、特に地域の産業に社会実装していく研究開発を非常に期待しております。本市では、既に連携可能と思われる企業のリストアップなどさせていただき、新しい社会実証に向けて地元でも頑張ろうと思っておりますので、ぜひ御支援をお願い申し上げます。また、国が主体となって、いまだ原子力災害の長期的な影響により分譲が進められていない産業団地もございますので、中核的な企業などの誘致についてF-REIとの連携を通して推進していただければと思っております。

最後、3点目、医師不足についてであります。

本市は長年深刻な医師不足でございまして、こういった中、今もなお、原発事故による避難者を約1万7000人受け入れている現状がございまして。隣にいる立谷相馬市長が全国市長会長でいつも応援いただいて、いろいろなところで発信いただいているところがございますけれども、引き続き我々自身も医師確保の努力をさせていただいておりますが、都道府県域を越えた医師偏在の調整など、実効性のある措置を講じること。また、県や市町村が行う医師確保策への支援を行っていただければと思います。先ほどの内堀知事の御発言の中にも医療体制のお話、ございましたけれども、県のほうでも尽力してやっておりますが、引き続きよろしく申し上げます。

以上でございます。

○竹谷復興副大臣 続きまして、会津総合開発協議会、室井代表、お願いいたします。

○室井会津総合開発協議会代表（福島県会津若松市長） 会長を務めております会津若松市長の室井でございます。

国、県の皆様方には、日頃より復興に向けて御尽力いただいております。改めて感謝申し上げます。

それでは、私から会津地方17市町村を代表し、2点をお願い申し上げます。

初めに、野生鳥獣肉、いわゆるジビエの出荷制限解除についてであります。

会津地方では、野生鳥獣の生息域が年々拡大傾向にありまして、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカなどが平野部へも出没するなど人的被害、農作物被害の予防に向けた広域的かつ効果的な対策が喫緊の課題となっております。

鳥獣被害における抜本的な対策として一つに捕獲が挙げられますが、捕獲による野生鳥獣肉、いわゆるジビエについては現在、原子力災害対策特別措置法に基づき、福島県内での出荷や自家消費が原則として制限されております。これに対して、捕獲した野生鳥獣をジビエとして利用していくことは鳥獣被害対策に有効なだけでなく、地域の貴重な食文化の維持、継承にもつながるものであります。

原子力災害対策本部により検査計画、出荷制限等の品目、区域の設定、解除の考え方の見直しが行われているところではありますが、出荷制限等の解除に向けては大変厳しい条件であることから、さらなる検証を行い、捕獲した野生鳥獣をジビエとして消費できる環境整備が図られるよう、要望いたします。

2点目でございます。原子力損害賠償紛争審査会中間指針の見直しについてであります。昨年12月に中間指針の第五次追補が決定、公表され、自主的避難等対象区域への会津地方への追加は見送られたところではありますが、自主的避難等による精神的被害については当該区域だけでなく全ての県民に共通したものであります。つきましては、同審査会において、今後、福島県内での地域の分断を生じさせないよう、住民視点に配慮し、被害実態に見当たった指針の見直しを行うことを要望いたします。

あわせて、東京電力ホールディングス株式会社に対し、中間指針があくまで賠償範囲の最小限の基準であることを踏まえつつ、被害者視点に立った対応を行うよう国において指導することを要望いたします。

結びとなりますが、今後とも会津地方を含む福島県全体の復興に向けた施策の充実について重ねてお願い申し上げます。

なお、もう一点だけ、ALPS処理水の海洋放出について発言が出ております。会津地方といたしましても、さらなる風評被害の拡大を懸念しているところがございます。浜通り漁業関係者だけにとどまらないものでありますので、国内外への理解醸成を図るとともに、より一層の風評被害の防止について国が責任を持って取り組まれますよう、会津地方を代表して改めてお願いを申し上げます。

以上です。

○竹谷復興副大臣 続きまして、福島県市長会、立谷代表、お願いいたします。

○立谷福島県市長会代表（福島県相馬市長） 今までの議論を聞いた上で情報から申し上げたいと思うのですが、8月24日に相馬復興市民市場に中国から電話が来ました。これは中国語です。何と60件来たのです。相馬市役所にも十数件来ました。

今日の議論を聞いて非常に思うのですが、こういうことに負けたらいけないと思うのです。被災地もそうだし、これは国としてもこういうことに負けたらいけないと思うのです。先ほどの話の中で、キャンセルがあったという話を聞きましたが、これは風評被害かもしれませんが、旅館のキャンセルとこの問題は全く別問題で、中国からの嫌がらせ電話を風評被害と考えたら思うつぼだと思いますから、しっかりけじめをつけて考えなくてはいけないと思うのです。相馬市としてはそういう毅然とした立場で臨んでいきたいと思っています。

8月24日以降、相馬復興市民市場の来客数は変わっておりませんから、我々としてもしっかりと毅然とした対応を取っていかないと、中国からの邪魔によって負けるわけにはいかないということを我々は強く意識しなくてはいけないと思うのです。先ほど復興大臣、環境大臣の西村先生からありましたが、モニタリングしているのです。魚のモニタリ

ング、ベクレルを調べているのですが、検出下限値 8 ベクレル (Bq/L) という健康に対する被害はほとんどないのですが、それを理解するには預託実効線量という概念が分からないとこの理解は進まないのです。ですが、こういうことを分かっている人が何人いるのかということが問題なんです。

前回の会議でも私、申し上げましたけれども、放射能に対する理解をもう少し進めていかないと、私はこの風評被害をはじめとした一連の我々に対する差別もそうなのですが、この被害がなかなか収まらない。そういった意味で、私は高校入試に出してくれということはずっと12年間、言い続けているのですが、いまだに実行されないのです。これは皆さん、改めて真剣に考えていただきたいということを申し添えたいと思います。

それから、2番目の問題として、先ほど内田市長がおっしゃったことなのですが、医師不足の問題です。これは実話なのですが、1か月前、双葉郡のある首長から私のところに電話が来ました。息子が朝から腹が痛いと言っているのだが、診てくれるところがない。相馬市長、何とかしてくれと、そういう電話です。

医療機関はできているのです。医療機関ができただけでは、箱をつくっただけでは駄目なのです。やはり医療人材がしっかりいないと、運用できない。だから、住民のためにもならないという問題なわけです。内田いわき市長からありましたが、国が医療人材あるいは看護師、医療の周りの人材に対する支援、例えば災害医療支援講座というのが国の支援の下にできているのです。これは継続していただいて、医師不足対策に対して、我々も汗をかきますけれども、国のほうとしても支援をお願いしたい。

それと、少子化問題に非常に近いことで、全国的な問題になるのですが、東北から東京に人材の流出が多いのです。特に多いのが若い女性なのです。こここのところを何とかしないと、我々被災地もそうだし、東北もそうだし、福島県もそうだし、非常に大きな問題です。児童手当を増やすだけでは私は効果がないと思っているのですが、そういう中で、やはり我々東北、福島県、そして、被災地として、企業誘致に力を入れて、それから、IT教育に力を入れて、そういうことで若い女性を地域にとどめ置くということをしていかないといけないのです。

津波補助金があったわけです。それから、12市町村の特別な補助金もあるのですが、東北全体というか、我々福島県全体に対して津波補助金もう終わってしまいますから、できれば継続してもらいたい。我々、企業誘致等々、人口減に歯止めをかけることをやってきましたが、日本全体のことも考えて、特に我々福島県に対してお願いしたいということを申し上げます。

○竹谷復興副大臣 続きまして、福島県議会、渡辺議長、お願いいたします。

○渡辺福島県議会議長 議長の渡辺であります。

今ほど、各団体の皆様から様々それぞれありましたが、それぞれ当県、福島県の復興に欠かすことのできない内容でありますので、しっかりと対応いただきたいというように申し上げます。

また、我々はビルド・バック・ベターという考え方を持っております。これは被災前よりもさらに魅力的な福島をつくる、創造的復興、これが我々の意識であります。これだけマイナスになった我が県が産業復興も含めてしっかりと復活する、そのプロセスとノウハウを全国に参考にしていただきながら日本全体がよくなるというのが、福島の復興が日本の再生につながる、という意識を持っております。その上で、私から何点か申し上げます。

まず、ALPS処理水についてであります。しっかりと対応いただくということはもちろんですが、とにかく漁業関係者が子の代、孫の代までなりわいとしてしっかりと漁業を継続できるよう、最後まで責任を持っていただきたいというお願いであります。また、この場合、漁業にとどまることなく製造業から観光業まであらゆる産業まで含んでいるということも意識いただきたいというように思います。

2点目は廃炉の確実な実施についてであります。東京電力は福島県外でも様々な不備が相次いでおりまして、東京電力に対する国民の信頼というのは失われているというように認識しております。また、原発の廃炉作業は一つのミスが大変大きな波及をするという作業でありますので、廃炉を進める上で東電を国からも強く指導・監督していただきたいというように考えます。

また、除去土壌の県外最終処分に向けてであります。最終処分地の選定に関わる具体的な方針を早期に示すなど、県民、国民の目に見える形で取組を着実に進めていただきたいというように考えます。これは言ってみれば風評対策にも連動するというように考えておりますので、しっかりと進めていただきたいと考えます。

次に、F-REIであります。これは教育機関や産業界を含めた広域的な連携網の構築を図って、しっかりと効果が出るように取組を推進していただきたいというように考えております。

次ですが、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除についてであります。特定帰還居住区域の設定に向け、いろいろ進めていただいておりますが、作業を加速していただきたい、もっともっと加速していただきたいというように考えます。また、帰還意向のない方の土地や家屋への対応につきましても、早急に方針をお示しいただきたいというように強く申し上げます。

最後であります。本県の復興・再生はこれからも長い時間を要するものでありまして、切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるよう、第2期復興・創生期間後においても財源をしっかりと確保いただきたいと考えます。

また、過日、ALPS処理水の取扱いについて総理のほうから、「今後数十年の長期」、そして、「最後まで全責任」という表現がございました。これは我々はALPS処理水の関連にとどまることなく、我が県の復興全般に関しての政府の強い決意だというように意識しておりますので、皆様には引き続き本県の復興・再生に向け尽力いただくようお願い申し上げます。

以上です。

○竹谷復興副大臣 それでは、国から御回答を申し上げます。

まずは渡辺復興大臣からよろしくお願ひいたします。

○渡辺復興大臣 内堀知事をはじめといたしまして皆様方から様々な御要望もいただきました。まず私のほうからお答えを申し上げます。

避難地域の復興及び再生、避難者の生活再建について、まず申し上げたいと思います。

まず子育て・買い物環境の整備を含む住民帰還に向けた生活環境整備等につきましては、これまで福島再生加速化交付金や福島生活環境整備・帰還再生加速事業等によって支援してきたところでございます。

移住・定住の促進に向けた支援につきましては、移住者の住宅確保支援を行っております。

教育環境の整備につきましては、被災した児童・生徒が安心して学べる環境の確保に向け、支援を行っております。

先ほどお話の中の重点でありましたけれども、医師不足等がありました。この保健・医療、福祉・介護サービスにつきましては、地域医療再生基金等の活用によりまして医療機関、介護施設等の運営やこれらの業種に従事する人材確保等の支援を継続してまいります。被災者の心のケアなどの自治体の取組につきましても幅広く支援しており、引き続き丁寧に状況を伺いながら必要な支援に取り組んでまいりたいと思っております。

帰還困難区域の対応につきましては、本年5月までには葛尾村、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、飯館村の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたところであります。避難指示解除後も引き続き買い物、医療・介護等の生活環境整備に向けた支援など、住民の方々が安心して生活できる環境整備に取り組んでまいります。さらに、特定帰還居住区域につきましては、帰還意向のある住民の方々が一日も早くお戻りいただけますよう、除染をはじめとする避難指示解除に向けた取組を進めてまいります。特に先ほどお話もありましたけれども、その後の土地や家屋への対応につきましてはしっかりと今後、検討してまいりたいというように思っております。

次に、福島イノベーション・コースト構想及び福島国際研究教育機構、いわゆる通称F-REIについて申し上げます。

福島イノベーション・コースト構想につきましては、関連分科会を含めまして着実に進んでいるところであります。本年4月に設立いたしましたF-REIについては、研究開発をいち早く開始しており、各研究分野を総括する分野長を委嘱し、令和5年度の委託研究先の公募選定を進めているところであります。さらに、F-REIの認知度向上を図るとともに、広域的連携を進めるため、5月に新産業創出等研究開発協議会の第1回を開催し、ほか、浜通り地域の15市町村ごとに座談会を開催しているところであります。

また、福島県内の教育機関や自治体との間で連携協力に関する基本合意を既に6件、締結しているところであります。まだ4月1日に発足したということでありまして、なかなか地域にそれらの認知がまだ進んでないというように思いますが、確実に地域との連携を

していただきたい、そのように思っております。

F-REIの中期計画におきましては、7年間で1000億円の事業規模として捉えているところでありまして、国としても今後の進捗等を踏まえて適切に予算を確保してまいります。引き続きF-REIがこれらの取組を加速させ、福島をはじめ東北の復興を前進させるよう、しっかり支援してまいります所存であります。

ALPS処理水について各団体の皆様方から御懸念等もございました。8月22日に関係閣僚等会議の会合を踏まえてALPS処理水の海洋放出が始まったわけではありますが、これに伴う風評影響、なりわい継続に対する不安、こういったものに対処すべく、今後、これらの対応に政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組むことが決定されたところでございます。

復興庁といたしましても、先ほどお話もさせていただきましたけれども、先週金曜日(8月25日)に風評対策タスクフォースを開催したところでありまして、関係省庁から報告を受けるとともに、地元産品や地域の魅力を発信すること、風評影響に対する不安に政府一丸となって対処すべく、私から関係省庁に指示したところでございます。引き続き風評対策に全力で取り組んでまいります所存でございます。

福島の魅力発信と併せて観光復興に向けた誘客促進について、観光再生や震災教育、風化の防止等の観点からも震災、原子力災害の被災地域を訪問して学ぶことができる「ホープツーリズム」の推進は大変重要だというように認識をしております。引き続きこうした取組に対してしっかりと支援をしてまいりたいというように思います。

特に私自身、地元等に行ったときには魅力発信というのが風評払拭するための大きな要素になっているというように思っております。したがって、常磐もののおいしさ、安全性を私は説明をさせていただいていますし、さらには伝承館にできるだけ行っていただきたい。まずは福島に行っていただくことを地元のほうでは私は話をさせていただいているわけでありまして、行ってもらって、そして、食べてもらう。そして、何しろ現状を見てもらう。みんなで福島を応援していこうよという環境をぜひとも整えていきたい、そのように思っているところであります。

以上、申し上げた取組など、これまでも復興のステージが進むにつれて新たな課題やニーズに対してきめ細かく対応を行っているところであります。今後も福島の復興・再生のためには必要な復興事業に支障を来さぬよう、引き続き国が前面に立って責任を持って取り組んでまいります所存でございます。

私からは以上でございます。

○竹谷復興副大臣 続きまして、野村農林水産大臣から回答をお願いいたします。

○野村農林水産大臣 多くの方からいろいろな御意見をいただきましたが、まずは管野中央会会長さんあるいは内堀知事さんからもございましたけれども、営農再開の促進に向けた継続的な支援あるいはこれらについてももう少し国で積極的な取組をしてくれと、こういったお話がございました。

したがいまして、私ども農水省としては、避難指示の解除が遅かった地域では、やはり営農再開に向けての担い手の育成あるいは確保が最重要だと、このようにも思います。したがいまして、このために営農再開に向けた取組あるいはまた機械や施設の導入、そしてまた、担い手不足に対する特にスマート農業の推進をぜひ進めていただきたい、このように思っているところでございます。

これはスマート農業、今、日本全国的に取組が進みつつありますが、どこにおいてもやはり人手不足あるいは後継者不足というのが出ておりました、できるだけ機械による、あるいは人に代わる労働力、こういったものの確保というのを今、スマート農業という言葉で言っておりますが、これによって省力化していこうという考え方でありますので、この福島の地におきましても、ぜひともスマート農業を広めていきたい。そうすることによって、人手不足、労働力不足が解消していけるのではないのか、このように思っております、これに対する財源の措置、これについても各皆さん方からの御要望の中にも特に強かったわけありますので、こうしたことにも配慮しながら予算組みをしてまいりたい、かように思っておるところでございます。

それと、この復興庁の予算が令和7年度までのことについてのお触れがありましたけれども、これらについても復興関連事業の在り方を踏まえつつ関係省庁と共に復興大臣を中心に検討をさせていただきたい、かように思っているところでございます。

それから、風評被害についての御意見、もうほとんどの方からあったというように思っております、私どもも同じ考え方でございます。したがいまして、この福島県産の食品の安全性というのは国もそうだし、また我々、国会議員もそうだし、あるいはまた地元の皆さんもそうでございますが、ぜひともこれは情報発信をあらゆるところからやっけないといけないのではないのか、このように思っております、そのためにはやはり放射性物質の検査、これが蓋然性があるというように思いますので、今、水産庁でも進めておりますし、また環境省のほうでも進めていただいております検査をずっとやりながら、先ほど御挨拶の中で1か月間は水産庁では魚を取って、そして、それを検査していく。そして、それを公表していくということをお願いしたけれども、こういったことを通じて魚の安全性あるいはこの東北から北海道も含めてなのですが、全てのものが安全でありますということをやっけないかなければならないと思っております。

ただ、中国が日本の水産物を全て輸入をストップしました。これについてはいろいろな形での影響が出るというように思いますが、これにつきましては、これもお話の中に、こちら側からの話の中にもありましたように、300億円と500億円、合わせて800億円の基金が積みまれているので、これらを活用しながら何とか風評被害等に対する対策を進めてまいりたいと、かように思っておりますし、さらにはALPS処理水の処分の対応も風評被害だけではなくていろいろな形で中国の問題もありますので、我々、農水省としてはぜひとも、むしろ攻めていこうと、このように思っております。

中国はほとんど日本からの、例えばホタテガイは中国が一番輸入が多いわけあります

が、これを殻を取って北米に輸出をしておりますので、これらについては当然殻を取る加工場を造る。そして、それを北米に日本としては持って行く。友好国ですから、アメリカですから、こういったようなことに発想を転換していかないと、いつまでも中国に頼っているような状況ではないだろう、このように私は思って役所ではその話をさせていただいておりますので、まずは加工場を造ることだ。

そして、その加工場からきれいに身を取ったホタテ等については一番今、中国が出している北米に逆に攻め入っていくべきではないか、こういうような思いもしながら中国対策もやっていかなければいけない。ただ、守るだけでは、あるいはお願い事ばかりでは、とてもでないですけれども、前に進みませんので、そういうことも実は考えているところでありまして、加工あるいはまた、そして、輸出の相手先もまた探していくということを私ども農水省としてはやっていきたいと思っております。

それから、初めてというか、そうなのだろうなと思いつつ聞いていたのですが、室井市長さんからジビエの出荷についての問題が出されました。今日は農水省からも何人も来ておりますが、確かに私も最初、被災されたときに、行きましたときにイノシシを見ました。イノシシが人の家まで上がり込んでやっておりますので、これはこのイノシシは増殖するなと思っておりますら、案の定なのだろうと思っておりますが、イノシシのジビエについて今、規制がかかっておりますが、これらについては専門的にこれがジビエとして出荷できるのかどうか、この辺については少し専門的に検討させないと中途半端なことを皆さん方に申し上げるわけにはいきません。役所の中でちょっと検討してみます。

解禁するかどうかというのはまたみんなで議論していかなければならないことだと思いますので、ぜひ少しこのことについては時間をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○竹谷復興副大臣 続きまして、西村経済産業大臣から回答をお願いいたします。

○西村経済産業大臣 経産大臣、西村です。

ALPS処理水と風評対策について多数の御意見、いただきました。岸田総理からまさに全責任を持って取り組んでいくというのは漁業者を前にして発した言葉ではありますが、当然農業や観光にも影響があるでしょう。商工業にも影響があるというように思いますので、私も責任を持って取り組んでいきたいというように思いますし、いわき市長さんからありました住民の皆さんの理解も進むようにぜひ様々な機会を捉えて繰り返し丁寧に説明していきたいと思っております。

そして、相馬市長が言われたように放射能に対する理解、トリチウムについても私ども、繰り返し説明はして少しずつ理解をしてきたのかなど。雨水や水道水にも含まれていますし、我々の体内にもあって一定量増えないということ。東電がヒラメを養殖していますけれども、あれも一定量は増えないということも分かっていますし、流れ出るということを含めて、もっと我々はやらなければいけないのですが、今日も流通業界の皆さんからも小中学校の教科書とかおっしゃったように高校入試とか、そういった御提案、文科省

ともいろいろ議論しているのですが、なかなか副読本では我々は用意してやっておるのですが、もう一段、工夫したいと思います。考えていきたいと思います。いずれにしても、科学的根拠に基づいて丁寧に発信をしていきたいというように思っております。

中国からは嫌がらせの電話が多数入っているということで、26日、外交ルートを通じて中国に対して申入れをしております。中国の国民に対して冷静に行動するように、あるいは適切な対応を行う。それから、中国にいる在留日本人など安全確保に万全を期するという。それから、処理水についての正確な情報を発信することを強く求めています。引き続きいろいろな機会を通じて求めていきたいと思いますが、電子的にコンピューターを使ってやっている可能性もあるのでいろいろな対応を考えていかなければいけないと思っております。

知事から先ほど立ち話で病院などにも来ているということですので、まさに人の命を救うのに支障が出てはいけないことですので、政府内で共有しながら対応を考えていきたいと思っております。急ぎやりたいと思っております。いずれにしても、私どもとしては科学的根拠に基づいて対応をしていくということでもあります。

そして、漁業者向けの300億円、500億円の計800億円の予算を機動的に発動していきたいと思っておりますし、賠償については様々な業種に影響が出ると思っておりますので、東京電力をしっかり指導していきたいというように思います。それから、閣僚会議の場で私からも全閣僚に対して消費拡大の協力を求めているところであります。今週から恐らく岸田総理を先頭にいろいろな形で福島県産の水産物のおいしさをはじめとして発信していくことになると思っておりますので、引き続きよろしくお祈りいたします。

それから、廃炉についても東京電力会長、社長には緊張感を持って進めるようにということで引き続き言っております。汚染水、いわゆる地下水とか雨水が入ってくるのを防ぐ、これも対応をさらに強化をしていきたいと思っておりますし、2号機でデブリの試験取り出しに向けたロボットアームの開発、着実に進めておりますので、今年度の後半を目途に取り出すべく実証試験を繰り返しているところでありますので、着実に進めていきたいと思っております。

それから、まさに2020年代にかけて帰還意向のある住民の皆さんが全員帰還できるように取り組むというのが基本方針でありますので、昨年夏以降、意向調査を実施、帰還意向の調査を実施して、その結果を踏まえて各自治体で特定帰還居住区域復興再生計画の案をつくっていただいているというように承知しております。計画が認定され次第、各自治体とも十分に協議させていただきながら、可能な限り早期の帰還に向けて避難指示解除に向けた取組を速やかに前に進めていきたいと考えております。

残された土地・家屋等の扱いについても引き続き大事な課題だと思っております。政府方針に基づいた取組を進めながら、どのような形で対応できるか検討を進めていきたいと思っております。いずれにしても、全ての避難指示解除を実現すべく、責任持ってこの点も取り組んでいきたいと思っております。

あと相馬市長からありました立地の支援ですけれども、先ほど水素とカリチウムとかの話はしましたが、やはり質の高い雇用があるというのが非常に大事な、若い女性を含めて少子化にも寄与するということで、津波補助金、本年度でやめる予定になっておりますが、他の補助金もありますので、引き続き立地に向けた支援はしっかりとやっていきたいというように思います。よく相談しながら対応したいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○竹谷復興副大臣 続きまして、西村環境大臣から回答をお願いいたします。

○西村環境大臣 本日は環境省に関わる様々な御意見を頂戴いたしましてありがとうございます。

まず、特定帰還居住区域につきましては、改正福島特措法に基づいて住民の方々の帰還意向を踏まえて、政府として自治体の皆様と協議して区域の設定が進められているところでございます。環境省としては、今後設定される区域において、これまでと同様に地域の自治体の皆様と協議しながら、まずは先行除染対象とされている大熊町、双葉町の一部の地域における除染や家屋の解体等を年度内の早期着手を目指して準備を進めてまいりたいと考えております。

さらに、特定帰還居住区域に含まれず残されている家屋等の扱いにつきましては、今後も自治体の皆様と協議を重ねつつ、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除するとの方針の下、政府全体として取り組んでまいります。

また、避難指示が解除された区域につきましても必要に応じてフォローアップ除染等を行うなど、地元の皆様に寄り添った対応を続けてまいりたいと考えております。

ALPS処理水に係る風評被害対策の基本は、客観性、透明性、信頼性の高いデータを示して発信していくこととでございます。さきに申し上げたように放出後の最初の分析の結果、海水中のトリチウム濃度は人や環境への影響がないということを確認いたしました。引き続き当分の間、毎週分析を行い、関係省庁とも連携しながら国内外に分かりやすく発信していくことを通して風評対策に貢献してまいりたいと思います。

先ほど立谷市長からも理解醸成についての御指摘がございました。環境省といたしましても、これまで除去土壌等の県外最終処分に向けて再生利用や最終処分に関する全国的な理解醸成を進めることが必要であるということで、全国で対話フォーラムを実施してまいりましたが、理解が科学的知見に基づいて進んでいると言い切れる状態まで来ていないと私自身、痛感しております。

また、東北ブロックとして仙台で開催したフォーラムと、東北から随分離れた地域でやるフォーラムでは、大分理解醸成の濃淡があるということも痛感いたしました。東北は様々な情報の中で様々な理解が進んできている部分もございますけれども、それ以外の地域も含めて、また、東北地域においてもさらに科学的にしっかりと理解を深められるように、これから理解醸成のために省庁を挙げて取り組んでまいりたいと思っています。

除去土壌等の最終処分に関する対話フォーラムといった取組に加え、今年度はIAEAの専

門家会合を実施しております。そのほかに例えば若者世代などの世代層に応じたさらなる対話の取組の実施や、共有や拡散といった効果が期待されるSNSのさらなる活用、実証事業の現地視察の対象を自治体や企業に拡大することなども検討しているところでございます。しっかりとした効果的な全国的な情報発信に国内外を問わずしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

また、減容に関する技術開発や再生利用の技術的検討などの成果などを踏まえた上で、2024年度までに最終処分場の構造や必要面積等につきまして実現可能な幾つかの選択肢を示させていただきます。2025年度以降はこれらの取組の成果を踏まえた上で最終処分地に係る調査検討・調整などを進めてまいりたいと考えております。

皆様からいただいた他の御指摘につきましては、後ほど小林環境副大臣より御説明をさせていただきます。

以上です。

○竹谷復興副大臣 続きまして、小島復興副大臣から回答をお願いいたします。

○小島復興副大臣 復興副大臣の小島敏文でございます。

私からはいただいた御意見につきまして御回答申し上げたいと存じます。

まず杉岡村長から、交通安全対策及び防犯対策の推進について御意見をいただきました。旧避難指示区域における防犯パトロールの実施や防犯カメラの設置につきましては、復興庁の福島生活環境整備・帰還再生加速化事業によりまして御支援しているところでございます。

また、福島県警察におきましては、警察官の増員等により体制を強化してパトロール活動等を行っているほか、交通安全施設の整備などの交通事故防止対策にも取り組んでいると承知をいたしているところでございます。復興庁としましては、被災地の安全・安心の確保のため、被災地のニーズを伺いながら関係各所と連携を行って必要な対応を行ってまいりたい、このように考えているところでございます。

続きまして、立谷市長から話がありましたけれども、ちょっと回答が前後しますが、放射線関連の入試問題出題についての御意見がありました。何度もこの意見は聞いていただいてよく承知をいたしているところでございますけれども、この高校入試への放射線に関する出題につきましては、昨年5月と11月に東北市長会から復興大臣宛てに要望いただき、入試の実施者である各都道府県教育委員会等に紹介をいたしておるところでございます。高校入試の出題内容につきましては、入試の実施者が判断するということではありますが、いただいた要望につきましては今後とも文部科学省と連携、協力しながら対応してまいりたいと考えておるところでございます。

また、放射線教育のことについて現状を申し上げたいと存じますけれども、復興庁が中心となって策定しました風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、放射線に対する正しい理解の醸成について関係府省庁が一体となって取組をするということでございます。復興庁では昨年度から全国の高等学校で出前授業を実施しているほか、本年3

月からは放射線の基礎知識に関する妊産婦向けのパンフレットを配布しております。また、本年4月には実験を通じまして放射線を楽しく学べる親子向けイベントも開催したところでございます。また、文部科学省においては、放射線に関する科学的な理解の一助となるよう、放射線副読本を各学校に提供してございまして、今後とも広く授業での活用を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○竹谷復興副大臣 続きまして、太田現地対策本部長から御回答をお願いいたします。

○太田原子力災害現地対策本部長 ありがとうございます。

先ほど西村大臣よりほとんどの部分についてお答えがございましたけれども、少し補足をさせていただきたいと思っております。

まず第1点目は、ALPS処理水の処分に伴う賠償についてであります。幾つかの団体から御要望がございました。これらにつきましては、まずしっかりと受け止めさせていただきます。

ALPS処理水の処分に伴う賠償につきましては、賠償期間や地域、そして、業種を画一的に限定しないということ等を政府の方針としてございまして、東京電力も昨年12月にこの方針を踏まえて賠償の基本的な考え方を公表しているところであります。東京電力では、地域や業種の実情に応じた適切な賠償を実施するため、今、関係団体等からの意見を伺いながら具体的な内容を検討しているというように承知をしておりますが、引き続き事業者の方々に寄り添った丁寧な対応を行うように東京電力を指導するとともに、主導ということでもございましたけれども、国も前面に立って対応をしております。

それから、追加賠償についてでありますけれども、中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償につきましては、東京電力の窓口が混雑をして手続に時間がかかるといったような状況や、誤発送のトラブルなどがございまして県民の皆様方に御迷惑をおかけしましたこと、改めておわびを申し上げる次第です。経産省としても東電に対して人員体制の強化、トラブルの再発防止の徹底というようなことを求めてきてございまして、東電でもしかるべき対応を取っております。国としても引き続きしっかり改善状況を確認しながら指導してまいりたいと思っております。

なお、第五次追補では、指針は賠償の上限額ではないということを改めて明記してございまして、引き続き東京電力に対して中間指針の趣旨を踏まえて損害の実態に見合った適切な賠償を行っていくようにというように指導してまいります。

次に、福島イノベーション・コースト構想についてでありますけれども、福島イノベーション・コースト構想はなりわいの再建と並ぶ産業復興の両輪の一つであります。構想のさらなる推進のため、例えばロボット・ドローン、航空宇宙、医療関連等の重点分野につきまして、例えばこういった分野はスタートアップが期待されるわけですがけれども、スタートアップの方がこちらに来ていただいて、そして、これを産業集積としてつなげていただけるように実用化開発支援補助金、これにスタートアップの場合、加点をすると

というような工夫をいたしたいと考えておりますし、それから、浜通り地域ならではの地形を活用したロボットフィールドなどがこれに当たるわけですが、開発実証環境の整備、さらには進出企業と地元企業のマッチング支援等について力を入れてまいりたいと思っております。

それから、先ほど少しお話がございましたけれども、こういった分野は高質な雇用の場となってまいります。人手不足ではありますけれども、こうした高質な雇用の場に適切な人材がしっかりと確保できるように、工業高校等の生徒への出前授業等の実施による人材育成などに取り組んでまいりたいと思っております。

また、交流人口の拡大については、交流人口拡大アクションプランに基づいてスポーツ・サイクルや酒・グルメなどのテーマを基にして具体的な取組を進めてまいります。いずれにいたしましても、このイノベーション・コースト構想については財源の確保を含めて浜通り地域の産業の復興、さらなる進化の実現に取り組んでまいるということにさせていただきます。

そして、風力発電、水素について具体的な指摘がございました。これは福島新エネ社会構想加速化プランの中に明記がしてあるわけでございますけれども、風力発電のほう、洋上風力の導入につきましては現在、民間事業者による浮体式洋上風力発電事業の立ち上げ、これは県の事業として行われてきたものの、支援の在り方を検討しておるところでございます。県や自治体とよく相談しながら必要な支援を行ってまいります。

また、水素のほうでございますけれども、水素社会のモデル構築に向けて様々な取組が展開されておりますが、まずはこのFH2Rでの実証をはじめ、県内の工場で水素を活用して熱事業の脱炭素化、これに取り組んでいる企業の実証、それから、水素ステーションのさらなる整備促進、いわき市と郡山市の燃料電池小型トラックの実証等、大分具体化が進んでおりますので、これらについてモデル構築に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○竹谷復興副大臣 続きまして、尾身総務副大臣から回答をお願いいたします。

○尾身総務副大臣 総務副大臣の尾身朝子でございます。

総務省からは、先ほど吉田双葉地方町村会副会長、伊澤福島原子力発電所所在町協議会代表より御発言がございました復興財源の確保について回答させていただきます。

令和3年に閣議決定された東日本大震災からの復興の基本方針において、第2期復興・創生期間以降、引き続き実施される復旧・復興事業について、震災復興特別交付税による支援を継続することとしております。なお、今年度の9月分の交付につきましては、9月上旬の交付決定を予定しておりますが、引き続き福島県及び県内市町村の復旧・復興に係る補助事業や単独事業などを適切に措置してまいります。

また、原発被災団体については、令和2年国勢調査人口がゼロとなった団体や激減した団体などが生じていることから、普通交付税の算定に用いる人口を平成22年国勢調査人口を基礎として住民基本台帳人口の動きを反映した人口を使用するなどの特例措置を講じて

おります。今後とも必要な復旧・復興事業を確実に実施できるよう、被災自治体への支援に万全を期してまいります。

以上でございます。

○竹谷復興副大臣 続きまして、小林環境副大臣から回答をお願いいたします。

○小林環境副大臣 環境副大臣の小林茂樹でございます。

福島県市長会様から放射能教育について御意見をいただきました。環境省が昨年度実施をしたアンケートでは、福島県で次世代以降の人に放射線による健康影響が起こる可能性があるという回答した人が全国で40%超に上るなど、依然として誤解から生まれる差別・偏見が根強い現状があります。

環境省では、放射線の健康影響に係る差別・偏見を払拭する取組である「ぐるプロジェクト」を実施し、全国の企業や大学などを対象としたセミナーの開催やアニメ、動画といった作品の公募を通じて自ら情報発信をする機会を提供し、放射線の健康影響への理解が正しく深まるよう努めております。今後も専門家の意見を取り入れ、科学的な知識があるなし、あるいは不安の有無など、情報の受け手の特性に応じた発信内容を工夫するなど、より効果的、戦略的な広報を行ってまいります。

以上でございます。

○竹谷復興副大臣 最後に、私からも御回答申し上げます。

内堀知事、立谷市長、内田市長より、医療人材の確保について御意見をいただきました。被災地域のニーズに対応したきめ細やかな支援を行うため、これまで地域医療再生基金を活用して医療従事者確保を行う医療機関への人件費等の支援や県内の医療機関での勤務を希望する医学部生への修学資金貸与などの支援を行っております。引き続き厚生労働省や地元自治体等と連携しながら、医療提供体制の確保に向けた支援を継続してまいります。

室井市長、伊澤町長より、被害実態に即した中間指針の見直しについて御意見をいただきました。昨年12月に見直しとなりました中間指針第五次追補では、指針に示されなかったものや、対象区域として明示されなかった地域についても、相当因果関係のある損害と認められる場合、賠償の対象になると承知をしております。今後、東京電力が賠償を実施するに当たり、地域の実情を把握し、個別の事情をよく伺った上で丁寧な対応を行うことが重要であると考えます。本日、指針の考え方に関しいただいた御意見については、前回協議会後の対応に引き続き、文部科学省にもしっかりと伝えてまいります。

室井市長からジビエの出荷制限等の解除について御意見をいただきました。先ほど野村農林水産大臣から御回答いただいたところでございますが、復興庁といたしましても引き続き農林水産省をはじめ関係省庁と連携して最大限対応してまいります。

本日議論されました内容はもちろんのこと、今後、皆様から頂戴する様々な御意見についてもしっかりと受け止め、引き続き福島復興・再生に全力で取り組んでまいります。御意見に対する国からの回答は以上とさせていただきます。

ここで、内堀知事からお願いいたします。

○内堀福島県知事 ただいま我々福島県サイドの意見を政府の皆さんにしっかりと共有をしていただき、大臣、副大臣から丁寧な御説明をいただきました。

これまでの固有の課題に加え、ALPS処理水の放出の中でまた新たな課題が生じています。特に、中国からと思われる迷惑電話の問題あるいは日本人学校におけるトラブル等は原発事故に伴う、いわゆる通常の風評被害のレベルを超えた、次元を超えた問題だと思います。こういった新たな課題・問題が我々の目の前にありますが、今日、この協議会に参加していただいている政府の皆さん、そして、福島県サイドの皆さん、全員が福島の復興・再生をしっかりと前進させたいという強い思いを持っていただいていると私は確信しています。

この新たな困難もぜひ皆さんと力を合わせてしっかりと乗り越えて福島の復興・再生を着実に前進させていきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○竹谷復興副大臣 それでは、最後に、渡辺復興大臣から締めくくりの御挨拶を申し上げます。

○渡辺復興大臣 本日は内堀知事をはじめとします皆様方から、貴重な御意見をいただきました。福島の復興なくして、まさに東北の復興もなし、また日本の再生もないだろう、そんな思いで私自身も取り組んできたところでございます。

今回、新しいステージになりました。発災から12年間たったわけでありますけれども、ALPS処理水の海洋放出ということで、まさにこれからの廃炉、そして、福島復興にとって大きな一歩になったというように私は思っております。そのために、今、様々な課題があるということは皆さん方からいただいたことでもありますけれども、様々な課題に我々、全力で取り組んでまいる所存でございます。今日いただいた御意見、そしてまた、これから私自身も地元、いわゆる現場に行って様々な意見を聞かせていただきます。その際、風評をどのように払拭していくか、大変重要な時期に来ている。これを我々の仕事としてしっかりと取り組んでいかなければならない、そのように思っております。

先ほど内堀知事からお話がありました中国の関係、これは遺憾であります。この中国に対してしっかりと物を申していく、これは本当に私は必要だというように思っておりますし、邦人保護の観点からでも大変重要な課題があります。こういったことをしっかりと受け止めながら、これからの福島の復興・再生に全力で共に政府一丸となって取り組むことを皆様方にお約束をさせていただきたいというように思っております。

今日はお忙しい中に御出席を賜り、貴重な御意見をいただいたことに心から感謝を申し上げます。最後の締めの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

5. 閉会

○竹谷復興副大臣 本日の会議資料については全て公表とし、また、議事については構成員の確認をいただいた上で復興庁ホームページにおいて速やかに公表させていただきます。

会議の内容については、この後のぶら下がり記者会見において、渡辺復興大臣からブリーフィングを行います。

本日の会議はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

(以上)